

令別表第1第3項イ、ロの防火対象物は、従来、延べ面積が150㎡以上で消火器具の設置義務が生じましたが、令和元年10月1日より、延べ面積に関わらず設置義務が生じるグループに変更になりました。

したがって、P75の①のグループにある第3項イ、ロの防火対象物はP76のグループに変更になりますので、ご注意のほどよろしくお願いいたします。